平成２５年（フ）第４１４２号
東京都台東区浅草橋５丁目１番36―603号
破産者　有限会社ピュアライフ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１４３号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針354―39
破産者　谷下田　章
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１４９号
東京都文京区小石川１丁目６番１号
破産者　有限会社番匠工務店
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１５０号
埼玉県所沢市並木８丁目１－３―708
破産者　齋藤　三郎
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１６５号
東京都大田区上池台３丁目45番17号　ホワイトテラス
破産者　有限会社ケイティー・プランニング
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１６６号
東京都大田区南雪谷５丁目20―８―206
破産者　中井　賢一
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２４６号
神奈川県足柄上郡山北町向原1331―１
破産者　天野　絹代
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２９０号
千葉県野田市岩名１丁目76番地31
破産者　有限会社アド
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２９１号
埼玉県春日部市中央８丁目５－８　ウインパレス弐番館305
破産者　栗山　賢一
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３１０号
千葉県松戸市日暮２丁目６番地の８
破産者　有限会社青弘興業
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３１１号
千葉県松戸市河原塚335―201
破産者　吉田　　貢
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０２号
東京都中央区京橋２丁目８番４―603号
破産者　株式会社フォーラル
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０３号
東京都渋谷区宇田川町２番１―505号
破産者　株式会社サイエンス・インフォメイション・サービス
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４０４号
神奈川県川崎市多摩区三田４丁目８番地２８―201、開始決定時の住所東京都世田谷区下馬１丁目30―８
破産者　安藤利惠子（旧姓傍士）
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３１号
東京都豊島区東池袋３丁目15番２号
破産者　株式会社ＤＦＣ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４３２号
東京都練馬区羽沢２丁目７―７―202
破産者　兒玉　哲郎
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６１７号
東京都清瀬市下宿１丁目１―13―203、住民票上の住所東京都荒川区南千住７丁目15―18―410
破産者　片平　直行
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６２７号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23番地　神代公団住宅32号館105号室
破産者　平田　憲弘
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５１号
東京都墨田区東向島５丁目32―９―302
破産者　大川　静子
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８７６号
東京都東大和市清水６丁目1150―１　グレースハウスＥ号室
破産者　麻生　昌子
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９０６号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目７―２―211
破産者　後藤　　大
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部